

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

香美町は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

香美町長

公表日

令和7年12月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、町の区域内に住所を有する40歳以上の者を被保険者とし、要介護認定を受けた者には介護給付、要支援認定を受けた者には予防給付を行うとともに、介護保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収している。</p> <p>また、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護予防等事業や包括的支援事業などの地域支援事業を行っている。</p> <p>介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答 ②被保険者証又は認定証の交付・再交付・返還受理 ③介護給付、予防給付又は特別給付の支給 ④要介護(支援)認定、要介護(支援)更新認定、要介護(支援)状態区分の変更の認定の申請の受理、申請に係る審査 ⑤介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、申請に係る審査 ⑥居宅介護サービス費等の額の特例、介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、申請に係る審査 ⑦保険料滞納者に係る支払方法の変更 ⑧保険給付の支払の一時差止め ⑨保険料を徴収する権利が消滅した場合の特例保険給付 ⑩保険料の徴収又は賦課 ⑪サービス検索・電子申請機能での書類の受領及びマイナポータルのお知らせ機能での通知 <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	介護保険システムMCWEL サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険事務ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項、別表の第100の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第50条 ・介護保険法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>〔 実施する 〕</p> <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 実施する</p> <p style="text-align: right;">2) 実施しない</p> <p style="text-align: right;">3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報照会の根拠) :(131,132項) ・(情報提供の根拠) :(2,3,7,11,15,42,56,65,69,80,83,86,87,108,115,125,128,131,132,144,161項) ・介護保険法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉課
②所属長の役職名	福祉課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 香美町 総務課 〒669-6592 兵庫県美方郡香美町香住区香住870-1 Tel:0796-36-1111(代表)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 香美町 総務課 〒669-6592 兵庫県美方郡香美町香住区香住870-1 Tel:0796-36-1111(代表)

9. 規則第9条第2項の適用 []適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<p><選択肢></p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[500人未満] <選択肢></p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[発生なし] <選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>
--	--

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[<input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない]
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	
9. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検]	[<input type="checkbox"/> 内部監査] [<input type="checkbox"/> 外部監査]
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[<input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する]
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	操作可能な者を最小限に限定し、端末・システム利用時に静脈認証を実施している。また、人事異動の際には直ちに操作権限を修正し、不正なログイン等がないよう徹底している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報(5. 評価実施機関における担当部署)	福祉課長 岡田英俊	福祉課長 岡昭三	事後	事前の提出が義務付けられていない
平成28年4月1日	II しきい値判断項目(1. 対象者人数及び2. 取扱者数)	1,000人以上1万人未満 平成27年1月1日時点	1,000人以上1万人未満 平成28年4月1日時点	事後	事前の提出が義務付けられていない
令和1年6月28日	I 関連情報(5. 評価実施機関における担当部署)	福祉課長 岡昭三	福祉課長	事後	事前の提出が義務付けられていない
令和1年6月28日	II しきい値判断項目(1. 対象者人数)	平成28年4月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	事前の提出が義務付けられていない
令和1年6月28日	II しきい値判断項目(2. 取扱者数)	平成28年4月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	事前の提出が義務付けられていない
令和1年6月28日	IVリスク対策	—	【様式変更に伴う記載内容の追加】	事後	事前の提出が義務付けられていない
令和3年9月1日	I 関連情報(4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令の根拠)	・番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) :(93,94項) (別表第二における情報提供の根拠) :(1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,46,56の 2,58,61,62,80,87,90,94,95,117項) ・介護保険法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例	・番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) :(93,94項) (別表第二における情報提供の根拠) :(1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,46,56の 2,58,61,62,80,87,90,94,95,117項) ・介護保険法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例	事後	番号法改正に伴う変更
令和3年9月1日	II しきい値判断項目(1. 対象者人数)	令和1年6月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	事前の提出が義務付けられていない
令和3年9月1日	II しきい値判断項目(2. 取扱者数)	令和1年6月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	事前の提出が義務付けられていない
令和5年2月20日	I 関連情報(1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要)	(省略) ①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申請)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答 ②被保険者証又は認定証の交付・再交付・返還受理 ③介護給付、予防給付又は特別給付の支給 ④要介護(支援)認定、要介護(支援)更新認定、要介護(支援)状態区分の変更の認定の申請の受理、申請に係る審査 ⑤介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、申請に係る審査 ⑥居宅介護サービス費等の額の特例、介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、申請に係る審査 ⑦保険料滞納者に係る支払方法の変更 ⑧保険料の支払の一時差止め ⑨保険料を徴収する権利が消滅した場合の特例保険給付 ⑩保険料の徴収又は賦課 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	(省略) ①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申請)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答 ②被保険者証又は認定証の交付・再交付・返還受理 ③介護給付、予防給付又は特別給付の支給 ④要介護(支援)認定、要介護(支援)更新認定、要介護(支援)状態区分の変更の認定の申請の受理、申請に係る審査 ⑤介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、申請に係る審査 ⑥居宅介護サービス費等の額の特例、介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、申請に係る審査 ⑦保険料滞納者に係る支払方法の変更 ⑧保険料の支払の一時差止め ⑨保険料を徴収する権利が消滅した場合の特例保険給付 ⑩保険料の徴収又は賦課 ⑪サービス検索・電子申請機能での書類の受領及びマイナポータルのお知らせ機能での通知 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	事前	サービス検索・電子申請機能追加に伴う変更
令和5年2月20日	I 関連情報(1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称)	介護保険システムMCWEL	介護保険システムMCWEL サービス検索・電子申請機能	事前	サービス検索・電子申請機能追加に伴う変更
令和5年2月20日	II しきい値判断項目(1. 対象者人数)	令和3年9月1日時点	令和5年1月1日時点	事前	時点修正
令和5年2月20日	II しきい値判断項目(2. 取扱者数)	令和3年9月1日時点	令和5年1月1日時点	事前	時点修正
令和7年12月26日	I 関連情報(3. 個人番号の利用 法令上の根拠)	・番号法第9条第1項、別表第一の第68の項 ・介護保険法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例	・番号法第9条第1項、別表の第100の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第50条 ・介護保険法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例	事後	番号法改正に伴う変更
令和7年12月26日	I 関連情報(4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠)	・番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) :(93,94項) (別表第二における情報提供の根拠) :(1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,46,56の 2,58,61,62,80,87,90,94,95,117項) ・介護保険法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報照会の根拠) :(131,132項) (情報提供の根拠) :(2,3,7,11,15,42,56,65,69,80,83,86,87,108,115,125 128,131,132,144,161項) ・介護保険法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例	事後	番号法改正に伴う変更
令和7年12月26日	II しきい値判断項目(1. 対象者人数)	令和5年1月1日 時点	令和7年12月1日 時点	事後	
令和7年12月26日	II しきい値判断項目(2. 取扱者数)	令和5年1月1日 時点	令和7年12月1日 時点	事後	
令和7年12月26日	IVリスク対策(8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か)	—	十分である	事後	様式変更に伴う項目追加
令和7年12月26日	IVリスク対策(8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か判断の根拠)	—	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底度や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	事後	様式変更に伴う項目追加
令和7年12月26日	IVリスク対策(11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策)	—	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	様式変更に伴う項目追加
令和7年12月26日	IVリスク対策(11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】)	—	十分である	事後	様式変更に伴う項目追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月28日	IVリスク対策(11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】判断の根拠)	-	操作可能な者を最小限に限定し、端末・システム利用時に静脈認証を実施している。また、人事異動の際には直ちに操作権限を修正し、不正なログイン等がないよう徹底している。	事後	様式変更に伴う項目追加